

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係
TEL728-2111

不当な取引行為を行っている事業者の公表について

下記の事業者は札幌市消費生活条例（以下「条例」という。）第 22 条で禁止されている不当な取引行為を行っていたので、条例第 32 条第 1 項の規定により、当該行為については是正するよう勧告をしましたが、勧告に従わなかったため、条例第 34 条の規定により公表いたします。

1 事業者の概要

- (1) 事業者名：株式会社エコライフ
- (2) 代表者名：水田 勝次
- (3) 所在地：愛知県名古屋市中区平安 2 丁目 1 番 10 号
- (4) 電話番号：052-559-4649
- (5) 資本金：50 万円
- (6) 設立：平成 25 年 5 月 23 日
- (7) 取引形態：電話勧誘販売
- (8) 取扱商品：健康食品「森のしずく」

2 取引の概要

当該社は、実際に商品の申込みを行っていない札幌市内の消費者に対し、「注文を受けた健康食品を送る」などと電話をかけ、消費者が注文していないと断ると、「引き取ってもらわないと裁判を起す」と心理的に不安を与える言動を用いて健康食品を購入するよう迫り、代金引換配達で購入させようとした。

3 是正勧告の対象となった不当な取引行為

契約当事者	不当な取引行為	条例抵触条項
70 歳代女性 (25 年 7 月)	当該社は、消費者宅に架電した際、「健康食品を送るので送り返さないでほしい」とだけ伝え、消費者には契約内容等を告げず、その契約が有効として、消費者宅に商品を送る行為を行っていた。	条例第 22 条第 1 項第 1 号イ (重要な情報の不告知)
70 歳代女性 (25 年 6 月)	当該社は、「以前注文を受けた健康食品を代引きで送る。受け取り拒否をしないように」と消費者宅に架電し、消費者から「注文した覚えが無い」と回答されると「引き取ってもらわないと裁判を起す」と心理的不安を与える言動を用い、契約を締結しようする行為を行っていた。	条例第 22 条第 1 項第 1 号オ (心理的不安を与える言動等)

4 当該事業者に関する相談の状況（平成 26 年 3 月 3 日現在）

- (1) 当該事業者に関する相談：6件（平成25年6月4件、7月2件）
- (2) 契約者当事者の年代：50歳代2件、70歳代2件、80歳代2件
- (3) 契約者当事者の性別：女性6件

5 札幌市消費者センターからのアドバイス

- (1) 申し込んだ覚えがなければ、きっぱり断ること。
- (2) 断ったにもかかわらず、一方的に商品が送りつけられたら、受け取りを拒否すること。
- (3) 電話勧誘で断りきれず、購入してしまった場合には、法定契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- (4) クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、勧誘方法等に問題があれば解約できるケースもあるので、諦めずに消費者センターへ相談すること。
- (5) 不審に思うことがあれば、まずは消費者センターへ相談すること。

6 札幌市消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は011-728-2121** です。
受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで。
ただし、面接相談は午後4時30分までとなっています。